

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年4月4日
【会社名】	株式会社ピーエイ
【英訳名】	PA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼COO 垣内康晴
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田三丁目7番14号三信ビル3階
【電話番号】	(03)6880-5050
【事務連絡者氏名】	管理部長 呉 青
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田三丁目7番14号三信ビル3階
【電話番号】	(03)6880-5050
【事務連絡者氏名】	管理部長 呉 青
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、令和4年3月29日開催の当社第36回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和4年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社は、全国各地の個性ある地域の活性化こそ真の日本の活性化であるという考え方のもと「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」とミッションを定め、様々な地域活性化事業に取り組んでおります。その中において我々ピーエイは、東日本大震災によって家族が引き裂かれ、風評被害に悩む福島の被災地を震災後より関連団体を通じて復興を支援して参りました。震災から10年が経ち被災地が復興から創生にシフトする中で、被災12市町村の先頭に立って日本最難関とも言える環境の中で復興創生を推進する檜葉町を支援する事で福島の被災地を「元気にする」目的で、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都品川区から福島県双葉郡檜葉町へ変更するものであります。
- (2) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である令和4年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、定款の変更を行うものであります。
- (3) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、定款第20条の代表取締役及び役付取締役として、新たに取締役会長及び取締役副社長若干名を選定することができる旨を追加するものであります。

現行定款	変更案
------	-----

<p>第1条～第2条(条文省略) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第4条～第13条(条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第19条(条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条～第38条(条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p>	<p>第1条～第2条(現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を福島県双葉郡楢葉町に置く。</p> <p>第4条～第13条(現行どおり) (削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第15条～第19条(現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条～第38条(現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 本附則は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p> <p>第2条 第3条(本店の所在地)の変更は令和4年6月20日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</p>
---	--

第2号議案 取締役5名選任の件

加藤 博敏、垣内 康晴、高橋 直樹、平松 庚三、深谷 弦希を取締役に選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

忠地 奈美を補欠監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案					
定款一部変更の件	86,535	206		(注1)	可決(99.7%)
第2号議案					
取締役5名選任の件					
加藤 博敏	86,433	300		(注2)	可決(99.6%)
垣内 康晴	86,430	303			可決(99.6%)
高橋 直樹	86,430	303			可決(99.6%)
平松 庚三	86,430	303			可決(99.6%)
深谷 弦希	86,430	303			可決(99.6%)
第3号議案					
補欠監査役1名選任の件					
忠地 奈美	86,502	241		(注2)	可決(99.7%)

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上